

「福島市こども発達支援センター条例」の一部改正について

1 条例（一部改正）の背景

令和6年4月1日施行の改正児童福祉法において、主に以下の改正が行われた。

- ① 医療型と福祉型に分かれていた児童発達支援センターを一元化
 - ② 児童発達支援センターを地域における障害児支援の中核的役割の担い手として明確化
- 上記①の改正と②を踏まえ条例を改正したもの。

2 条例の主な見直し内容

- a. 医療型児童発達支援センターから児童発達支援センターへの変更に伴い、診療所機能の廃止
- b. これまでの児童発達支援事業に、保育所等訪問支援事業及び居宅訪問型児童発達支援事業を追加

3 条例の施行日

令和6年4月1日交付 公布の日から施行

4 新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項及び第43条の規定に基づき、児童発達支援センターを設置する。 (業務) 第3条 福島市こども発達支援センター(以下「発達支援センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。 <u>(1)児童発達支援(法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。ただし、同条同項に規定する治療を除く。)に関すること。</u> <u>(2)居宅訪問型児童発達支援(法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)に関すること</u> <u>(3)保育所等訪問支援(法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)に関すること</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5)その他発達支援センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること</u> (使用料) 第8条 発達支援センターの利用者は、次に掲げる額を納付しなければならない。 <u>(1)法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害児通所支援に要した費用(同条第1項に限定する通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害児通所支援に要した費用の額)及び同条第1項に規定する通所特定費用の合計額</u>	(設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条、第3項の規定に基づき、児童発達支援センターを設置する。 (業務) 第3条 福島市こども発達支援センター(以下「発達支援センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。 <u>(1)障がい児を通所させて行う日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療に関すること</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3)その他発達支援(発達障害者支援法第2条第4項に規定する発達支援をいう。)に必要な事業に関すること</u> (使用料) 第8条 発達支援センターの使用料は、別表のとおりとし、<u>法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合を除き、次に掲げる額を納付しなければならない。</u> <u>(1)国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条の規定による一部負担金に相当する額</u>

(2) 其他法令の規定により療育等の給付に關し他に請求することが出来る費用があるときは、その額を控除した額

別表 削除

(2) 其他の法令の規定により療育の給付に關し他に請求することが出来る費用があるときは、その額を控除した額

別表（第 8 条關係）

区分		金額
使用料	法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援に係る使用料	法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児通所支援に要した費用（同条第 1 項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に障害児通所支援に要した費用の額）及び同項に規定する通所特定費用の額の合計額
	診療に係る使用料（前号の使用料を除く。）	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により算定した額
診断書交付手数料		1 枚につき 1,000 円